

「熊本文化プログラム」ロゴマーク使用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、「熊本文化プログラム」のロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴとの関係)

第2条 ロゴマークの使用に関しては、熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程及びくまモンイラスト・くまもとサプライズロゴ利用の手引き(以下「くまモン利用規程等」という)の趣旨を遵守することを条件に、当該使用管理規程を適用し、くまモン利用管理規程等に定める手続きは不要とする。

(ロゴマーク使用)

第3条 「熊本文化プログラム」のロゴマークは下記のマークとする。

- 2 ロゴマークは、使用申請書を提出した熊本文化の魅力を発信する事業・活動について行う広報に限定(下記使用例参照)し、製品や販促用の無償配布物に表示することはできない。
- 3 ロゴマークの使用者は、デザインを改変してはならない。
- 4 ロゴマークを表示した広報等には任意の箇所に著作権表示(©2010 熊本県くまモン)又は「©2010 kumamoto pref. kumamon」を必ず表示すること。

マーク(1)

熊本文化の底力



熊本文化の底力



マーク(2)



＜シンボルマーク使用例＞

- ・ 刊行物（ポスター、パンフレット等）への掲載
- ・ 映像（テレビ番組、会場用動画等）への掲載
- ・ ホームページへの掲載

（使用の許可）

第4条 ロゴマークを使用する場合は、あらかじめ熊本県の許可を受けなければならない。

- 2 許可を受ける場合は、様式第1号に關係書類を添えて、使用申請を行い、熊本県は、前条の使用規程に合致すると認めた場合には、様式第2号を申請者へ送付し使用を許可することができる。

（マークの取扱い）

第5条 ロゴマークの使用料は無料とする。

- 2 県の使用許可は、自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを使用する権利を付与するものではない。
- 3 ロゴマークの使用できる期間は、「熊本文化プログラム」ロゴマークを使用する事業が有効な期間中とし、有効期限の満了や登録取消がなされた場合は使用することができない。

（経費等の負担）

第6条 県は、この規程による使用許可の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第7条 県は、マークの使用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、マークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償すること。

（情報の公開）

第8条 県は、マークの使用許可の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

（事務）

第9条 この規程に関する事項は、熊本県企画振興部文化企画・世界遺産推進課が行う。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成30年11月14日から適用する。